

平成18年 9月20日
午後 2 時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(31名)

1番	佐藤 博	2番	武田 正樹
3番	小坂井 実	4番	佐藤 高 清
5番	立松 新 治	6番	山本 芳 照
7番	村井 邦 彦	8番	新田 達 也
10番	伊藤 正 信	11番	栗田 和 昌
12番	杉浦 敏	13番	炭 竈 ふく代
14番	三浦 義 美	15番	浅井 葉 子
16番	中山 金 一	17番	前田 勝 幸
18番	安井 光 子	19番	佐藤 良 行
20番	高橋 和 夫	21番	立松 一 彦
22番	水野 博	23番	高橋 清 春
24番	木下 道 郎	25番	宇佐美 肇
26番	久保 文 哉	27番	黒宮 喜四美
28番	四方 利 男	29番	大原 功
30番	村上 末 松	31番	原 沢 久 志
32番	三 宮 十五郎		

2. 欠席議員は次のとおりである(1名)

9番 渡 邊 昶

3. 会議録署名議員

19番 佐藤 良 行 20番 高橋 和 夫

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(31名)

市 長	川瀬 輝 夫	助 役	加藤 恒 夫
教 育 長	池田 俊 弘	総 務 部 長	北岡 勤
民生部長兼 福祉事務所長	服部 輝 男	開 発 部 長	横井 昌 明
教 育 部 長	平野 雄 二	十四山支所長	平野 瞳
十四山スポーツ センター館長	平野 茂 雄	監 査 委 員 事 務 局 長	村上 勝 美
総 務 部 次 長 兼 税 務 課 長	佐藤 忠	開 発 部 次 長 兼 農 政 課 長	早川 誠

十四山総合福祉 センター所長	大 木 博 雄	総 務 課 長	佐 藤 勝 義
企画情報課長	村 瀬 美 樹	管 財 課 長	渡 辺 安 彦
防災安全課長	服 部 正 治	会 計 課 長	青 木 麗 子
市 民 課 長	加 藤 芳 二	保 険 年 金 課 長	佐 野 隆
環 境 課 長	久 野 一 美	健 康 推 進 課 長	鯖 戸 善 弘
福 祉 課 長	横 井 貞 夫	介 護 高 齢 課 長	佐 野 隆
児 童 課 長	山 田 英 夫	商 工 労 政 課 長	若 山 孝 司
土 木 課 長	橋 村 正 則	都 市 計 画 課 長	三 輪 眞 士
下 水 道 課 長	伊 藤 敏 之	教 育 課 長	前 野 幸 代
社会教育課長	高 橋 忠		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	下 里 博 昭	書 記	柴 田 寿 文
書 記	飯 田 宏 基		

6. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2	同意議案第6号	教育委員会委員の任命の件
日程第3	諮 問第1号	人権擁護委員候補者の推薦の件
日程第4	条例議案第75号	弥富市国民健康保険条例の一部改正の件
日程第5	議 案第45号	平成17年度弥富町一般会計歳入歳出決算認定の件
日程第6	議 案第46号	平成17年度弥富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第7	議 案第47号	平成17年度弥富町老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第8	議 案第48号	平成17年度弥富町土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第9	議 案第49号	平成17年度弥富町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定 の件
日程第10	議 案第50号	平成17年度弥富町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第11	議 案第51号	平成17年度弥富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の 件
日程第12	議 案第52号	平成17年度十四山村一般会計歳入歳出決算認定の件
日程第13	議 案第53号	平成17年度十四山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の 件
日程第14	議 案第54号	平成17年度十四山村老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第15	議 案第55号	平成17年度十四山村土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件
日程第16	議 案第56号	平成17年度十四山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認

定の件

- | | | | |
|-------|------|-------|--------------------------------------|
| 日程第17 | 議 | 案第57号 | 平成17年度十四山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件 |
| 日程第18 | 議 | 案第58号 | 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件 |
| 日程第19 | 議 | 案第59号 | 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件 |
| 日程第20 | 議 | 案第60号 | 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件 |
| 日程第21 | 条例議案 | 案第77号 | 弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正の件 |
| 日程第22 | 議 | 案第61号 | 地方の道路整備の促進と財源の確保についての意見書の提出の件 |
| 日程第23 | 議 | 案第62号 | 第8次定数改善計画の実施と学級規模の縮小を求める意見書の提出の件 |
| 日程第24 | 議 | 案第63号 | 教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書の提出の件 |
| 日程第25 | 議 | 案第64号 | 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出の件 |
| 日程第26 | 議 | 案第65号 | 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出の件 |
| 日程第27 | 議 | 案第66号 | 公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保についての意見書の提出の件 |
| 日程第28 | | | 議員派遣の件 |
| 日程第29 | | | 閉会中の継続審査の件 |

~~~~~

午後 2 時 18 分 開議

議長（大原 功君） ただいまより平成 18 年第 3 回 弥富市議会定例会継続議会を開議いたします。

これより会議に入ります。

~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（大原 功君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 81 条の規定により、佐藤良行議員と高橋和夫議員を指名いたします。

~~~~~

日程第 2 同意議案第 6 号 教育委員会委員の任命の件

議長（大原 功君） 日程第 2、同意議案第 6 号を議題といたします。

川瀬輝夫市長に提案理由の説明を求めます。

市長（川瀬輝夫君） 提案理由を申し上げます。

御審議いただきます議案は同意議案 1 件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

同意議案第 6 号教育委員会委員の任命につきまして、服部友久氏が平成 18 年 9 月 30 日に任期満了のため、その後任といたしまして弥富市鯛浦町気開 20 番地、服部友久氏を引き続き選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。よろしく審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は同意することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦の件

議長（大原 功君） 日程第3、諮問第1号を議題といたします。

川瀬市長に推薦の理由を求めます。

市長（川瀬輝夫君） 次に御審議いただきますのは諮問1件でございます。その概要につきまして、ただいまより説明を申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、内山春夫氏が平成18年12月31日に任期満了のため、その後任といたしまして弥富市前ヶ須町午新田 481番地1、佐藤浩氏を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議方、お願い申し上げます。

議長（大原 功君） お諮りいたします。

本案は市長の推薦どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦どおり決定をいたしました。

~~~~~

日程第4 条例議案第75号 弥富市国民健康保険条例の一部改正の件

日程第5 議 案第45号 平成17年度弥富町一般会計歳入歳出決算認定の件

日程第6 議 案第46号 平成17年度弥富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第7 議 案第47号 平成17年度弥富町老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第8 議 案第48号 平成17年度弥富町土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第9 議 案第49号 平成17年度弥富町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第10 議 案第50号 平成17年度弥富町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第11 議 案第51号 平成17年度弥富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第12 議 案第52号 平成17年度十四山村一般会計歳入歳出決算認定の件

日程第13 議 案第53号 平成17年度十四山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第14 議 案第54号 平成17年度十四山村老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第15 議 案第55号 平成17年度十四山村土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件

日程第16 議 案第56号 平成17年度十四山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件

- 日程第17 議 案第57号 平成17年度十四山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件  
日程第18 議 案第58号 平成18年度弥富市一般会計補正予算の件  
日程第19 議 案第59号 平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件  
日程第20 議 案第60号 平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件

議長（大原 功君） この際、日程第4、条例議案第75号から日程第20、議案第60号まで、以上17件を一括議題といたします。

本案17件に対して審査経過の報告を、総務常任委員長。

総務常任委員長（三浦義美君） 総務常任委員会に付託されました案件は、議案第45号平成17年度弥富町一般会計歳入歳出決算認定の件初め5件であります。

本委員会は去る9月14日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

まず、議案第45号平成17年度弥富町一般会計歳入歳出決算認定の件、議案第48号平成17年度弥富町土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第52号平成17年度十四山村一般会計歳入歳出決算認定の件、議案第55号平成17年度十四山村土地取得特別会計歳入歳出決算認定の件、以上4件を一括して審査しましたところ、行政改革や納税対策などについて質疑があり、また議案第45号、第52号の平成17年度弥富町、十四山村一般会計歳入歳出決算認定について反対討論がありましたが、4件を一括して採決したところ、賛成多数で原案を了承しました。

次に、議案第58号平成18年度弥富市一般会計補正予算の件は、社会福祉について反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案を了承しました。

以上、審査結果の報告をいたしました。

議長（大原 功君） 次に、建設経済常任委員長。

建設経済常任委員長（佐藤良行君） 建設経済委員会の報告をいたします。

本常任委員会は去る9月12日に開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

建設経済常任委員会に付託されました案件は、議案第49号平成17年度弥富町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について外3件であります。

最初に、議案第49号平成17年度弥富町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第51号平成17年度弥富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第56号平成17年度十四山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について一括審査しました。その結果、農業集落排水施設等の個別施設の収支状況、公共下水の供用開始時期等の質疑がありました。そして反対討論が、決算認定の3議案のうち議案第51号、議案第56号の2議案に対してありました。また、決算認定の3議案の賛成討論があり、3件を一括採決

しましたところ、賛成多数で原案を了承いたしました。

次に、議案第58号平成18年度弥富市一般会計補正予算（第4号）は6款、農業水産費の補正であり、その補正予算に対して反対討論がありました。採決しましたところ、賛成多数で原案を了承しましたことを御報告申し上げます。以上です。

議長（大原 功君） 次に、厚生常任委員長。

厚生常任委員長（高橋和夫君） 厚生委員会の審査報告をさせていただきます。

去る9月13日9時半より、川瀬市長、助役、関係部課長、厚生委員、委員外2名出席のもと厚生委員会を開催しました。厚生委員会に付託されました案件は、条例議案第75号弥富市国民健康保険条例の一部改正の件から議案第60号平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件まで10件であります。

まず、条例議案第75号弥富市国民健康保険条例の一部改正の件を審査しましたところ、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第46号平成17年度弥富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第47号平成17年度弥富町老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第50号平成17年度弥富町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第53号平成17年度十四山村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第54号平成17年度十四山村老人保健特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第57号平成17年度十四山村介護保険特別会計歳入歳出決算認定の件、以上6件を一括して審査しましたところ、国保税収納率の件や福祉減免制度の件で質問がありましたが、当局からの確に対応する旨の答弁があり、全会一致で原案を了承しました。

次に、議案第58号平成18年度弥富市一般会計補正予算の件、議案第59号平成18年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算の件、議案第60号平成18年度弥富市介護保険特別会計補正予算の件、以上3件を一括して審査しましたところ、議案第58号平成18年度弥富市一般会計補正予算のうち社会福祉費について反対討論がありましたが、3件を一括で採決しましたところ、賛成多数で原案を了承したことを御報告いたします。以上です。

議長（大原 功君） 次に、文教常任委員長。

文教常任委員長（浅井葉子君） 文教常任委員会の報告をさせていただきます。

文教常任委員会に付託されました案件は、議案第58号平成18年度弥富市一般会計補正予算の件についてであります。

本委員会は、去る9月13日に市長、助役、関係部課長出席のもと開催し、審査を行いましたので、その審査結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託されました補正予算の主なものは、十四山東部小学校北校舎の耐震診断委託料 265万円、中学校の部活動の県大会、東海大会、全国大会に参加する交通費、宿泊費の選手派遣補助金 170万円、図書館の非常用発電装置の修繕工事費90万円、コミュニティ活動

で6地区の優勝旗、盾、トロフィー等の購入費の補助金90万円などでありました。委員の中から耐震診断結果のその後の計画、また選手派遣のクラブ名、活動生徒数、また伝承活動奨励地区及び活動内容などの質疑がありました。採決の結果、賛成多数で原案を了承いたしました。

以上、御報告申し上げます。

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

まず、杉浦敏議員。

12番（杉浦 敏君） 私は、議案第45号平成17年度弥富町一般会計歳入歳出決算認定の件及び議案第52号平成17年度十四山村一般会計歳入歳出決算認定の件の2点につきまして反対討論をいたします。

まず、平成17年度弥富町一般会計歳入歳出決算認定の件であります。平成17年3月には弥富町行政改革大綱が出され、行政改革のためとして、事務事業の見直しを初めとして総額19億4,800万円の歳出削減計画が掲げられましたが、今回の決算を見るにつけて、果たしてこの行政改革の計画というのがどれだけ弥富町の財政実態を正確に踏まえた上で作成されたものか、当時の町長初め町当局が本当にきちんとした財政見通しのもとでこの計画を立てられたのか、あるいは議会や住民に対して弥富の財政状況が正確に情報提供されたのかなどについて、大きな問題点が浮かび上がってまいります。

まず、この計画の事務事業の見直しの中には公債費の削減目標が7億9,000万円含まれておりますが、これは16年度の一過性のものであり、国の責任で返す予定のものが、それができないために弥富町が借りがえを行ったための収支でありますから、総務省も決算統計から除外をしており、17年度はなくなるもので、もともと削減の目標となるべきものではありません。この7億9,000万円を除外しても、削減目標は11億9,600万円と残ってまいります。17年度決算のふたをあけてみますと、例えば委託料の見直しは、目標が7,580万円に対して実施されましたのが7,060万円。心身障害者の扶助料、福祉電話の基本料金など扶助費の見直しは、目標が1,370万円に対して実施されましたのが1,240万円。区長、区長補助員、各種協議会委員の報酬の見直しは、目標が1,340万円に対して実施されましたのが1,150万円。改修工事維持管理費の見直しは、目標が8億円に対して3億6,400万円となっており、全く計画とはかけ離れたものとなっております。今問題だと言っているのは、削減目標が達成されていないこと、そのこと自体がけしからんということではなく、そもそもこの計画が何であったのかということでもあります。決算の数字を見れば、歳出は削減されるどころか、17



年度の決算総額は、総務省の実質的な決算統計資料に基づきますと、16年度に比べて5億3,000万円もふえています。19億4,800万円削減すると言っていたのに、逆に5億3,000万円もふえてしまった。合計すれば約25億円の狂いが生じてきたことになります。100億円そこそこの財政規模の中で25億円の誤差などということが果たして通用するのでしょうか。

実際の数値を見ますと、既に16年度の歳出は前年の15年度に比べまして約6億1,000万円削減されておりました。さらに、先日の本会議の議案質疑では、三宮議員の質問に対しまして総務課長から、事業費の見直しについても16年度に既にかなり絞り込んでおり、それ以上の絞り込みは難しかったとの御答弁がありました。そんなことは行革の計画をつくった16年2月には既にわかっていたことではないでしょうか。こういった点を見ましても、行政改革の実施計画なるものが本当に弥富の財政の実情を踏まえてつくられたものだとは言いがたい。市長や行政の中心に立つ職員の皆さんが十分承知することなく計画がつけられたとしか言いようがないものであったということがはっきりするのではないのでしょうか。

先ほど申し上げましたとおり、19億4,800万円削減する計画が逆に5億3,000万円歳出を膨らませ、おまけに基金と現金の総額も16年度に比べて3億3,000万円も積み増しをしております。そして、結果として残ったのは、行政改革のためといって住民生活に直接かかわる予算が大きく削られたということであり、区長報酬の引き下げを初めとして公共施設の使用料の値上げ、心身障害者扶助料の引き下げ、ひとり暮らし高齢者、障害者等の福祉電話基本料金の廃止など、ほかにもありますが、機械的に削減目標を積み上げた結果、住民生活の向上にとって全く削る必要のない予算、削ってはならない予算が削られたということが実際ではないのでしょうか。このことは、行政と住民の信頼関係を大きく傷つけるものとなっております。

私ども日本共産党は、早くから最低でも10年を見通した財政計画を明らかにし、行政と議会と市民が市の行財政運営に共通した認識を持つことができるようにすべきであるということとを訴えてまいりましたが、川瀬市長は在職16年間、この問題にこたえることなく進んでこられました。大変に残念であります。今回の17年度決算につきましても、そもそもの計画が市政の実態と大きく異なっているとしか考えられないところから始められており、反対をいたします。

政府によるいわゆる三位一体改革の政策のもと、今地方自治体の置かれている行財政状況はますます厳しさを増しております。この先どういった事業を行うにしても、その財源をいかに確保していくかということが常に課題として地方自治体に突きつけられております。しかしながら、この問題は、より根本的には政府による税金の集め方、税金の使い方がどうあるかにかかっていることであり、具体的には法人税率の引き下げ、所得税の最高税率の引き下げなどが温存され、大企業、大金持ちが本来負担すべきものを負担していないという現実

をいかにただしていくかということにかかっております。弥富市としても、真の地方自治の確立、住民生活の向上にとって必要な財源問題を解決するために、こういった政府の政策を直ちに改めることを、地方六団体などと協力して、強く働きかけをしていただきたいと思います。このことを要望いたしまして、この件につきましての反対討論とさせていただきます。

引き続きまして、平成17年度十四山村一般会計歳入歳出決算の認定についての反対討論をいたします。

本年4月の十四山村編入合併に至る過程の中で一番大きなポイントとなりましたのが、昨年2月に行われました十四山村議会の解散を問う住民投票であると思われます。その前の年には合併協議会の設置が十四山村議会で否決をされ、議会としての意思決定が既になされていたにもかかわらず、議会を解散し、つくり変えてまで、あえて弥富町への編入合併を押し進めようという村長以下合併推進派の人たちの主導のもとに、この住民投票が行われました。当時この問題で村の役職者を集めた住民説明会が相次いで開かれ、十四山村長みずからが平成21年度までの村の財政計画を示し、このまま弥富と合併をしなければ、平成19年度には村の基金がすべてなくなり、財政は赤字に転落するということを説いて回りました。

そのとき住民に配布されました財政計画の資料が今ここにありますが、今回、平成17年度の決算が出されるに至り、村民に示されたこの財政計画なるものがいかに根拠のないものであったかということが改めて明らかとなってまいりました。この資料では、平成15年度末の基金と現金、翌年度への繰越金の合計は14億9,100万円であり、これが平成16年度、17年度の2年間で9億3,900万円減少するとされておりました。しかし、この間、耐震化などの特別な事業で1億3,600万円を使っております。さらに、財政危機を演出するために、返さなくてもいい借入金を1億円返済しています。こういった特別な出費があったにもかかわらず、17年度末の基金と現金は合わせて11億4,300万円に上っております。このことを見れば、この資料でもってまず合併ありきを強行するために、事実を大きくゆがめた情報操作が行われたのではないかと批判されても仕方がないと私は思いますが、いかがでしょうか。これは村の将来を考えたとき、十四山が自立の道を歩むのがいいのか、あるいは将来飛島、または弥富との合併のいずれかが本当に村と地域に役立つのか、大切なことだからよく考えて決めたいという多くの村民の皆さんの当たり前の願いを踏みにじったものとなっております。

こうした合併であっても、今多くの市民の皆さんは新市の一体化、市民の声が本当に大切にされるまちづくりを目指して努力を始めてみえます。今、弥富市議会に求められていることは、この間に行われたこうした無法が二度と行われてはならないという反省を込めて、17年度十四山村決算を不認定とすることだと思いますが、いかがでしょうか。もし本件を認定すれば、十四山村長が中心となって、事実と異なる情報を押しつけて議会を解散に追い込んだこと、その議会在村長の主張に沿った決定をしたこと、これを合併後の新弥富市議会が追

認することとなり、二重、三重の誤りを犯すことにつながってまいります。民主主義とは多数決がすべてではありません。法と道理、開かれた情報のもとで大切なことは、住民の総意を尊重して議会で決定することが本来のあるべき姿であり、今多くの市民が待ち望んでいることは、そういう新市と新議会に生まれ変わることでであると強く申し上げまして、反対討論といたします。

議長（大原 功君） 次に、安井光子議員。

18番（安井光子君） 議案第51号平成17年度弥富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の件、議案第56号平成17年度十四山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件の二つの案件につきまして、共通する面もございますので、あわせて反対の立場から討論を行います。

一つ、公共下水道も農業集落排水事業も計画時に比べますと大きく条件が変化しています。計画時には両町村とも、起債を返す費用の2分の1は交付税で負担してもらえるから、そんなに財政は圧迫されないと言っていましたが、17年度に弥富町が不交付団体となり、18年度、新市の一本算定でも不交付団体とされたこと、今後も切り下げが予想されることから、財政的な前提が大きく損なわれました。

二つ目には、東海、東南海地震の強化地域に指定されたことも新たな検討課題となりました。神戸や新潟などの地震は、地盤軟弱地帯がいかに集中型下水道に厳しいものであるかははっきり示しました。行政は、処理場の数が少ないほど高級処理ができ、伊勢湾の環境対策になるという見解を示しておりますが、全戸が下水道につながるのは50年、いや、さらに先のことになりかねません。この間は、下水道供用地域以外はすべて、新築・改築には合併浄化槽の設置が義務づけられています。既にかかなりの割合で合併浄化槽が設置されている地域もあり、環境対策としても、災害対策としても、合併浄化槽で整備することの有効性、必要性も高まっております。自然との共生を考えても、小川や中小河川、干潟などが活用できるまちづくりを進めるべきではないでしょうか。旧十四山村では平成17年度末、合併浄化槽の普及率が全戸数の1割を超えていますが、村で補助制度をつくっていないため、全額自己負担です。農業集落排水の住民負担に比べて不公平が生じていることは大きな問題です。

三つ目です。17年度、旧弥富町、十四山村とも行政改革と財政削減が声高に叫ばれました。中でも入札制度の改革は、国と地方共通の大きな課題となっております。公正な競争入札という声が高まっている中、最もおこなっているのは下水道関係です。全国的には90%以上の落札はほとんど談合と言われておりますが、旧両町村でも95%以上の落札が当たり前のように行われています。巨大災害が心配される折から、地元で一定水準の能力を持つ事業者を育成していくことは、市民と町の安全を守るかなめの一つです。それは、公正な競争入札が厳格に行われること、能力と資格のある事業者に市の入札機会を均等に保障することを通して、

市民の理解と信頼を得ることです。このことができて初めて、事業者と行政、市民との生きたつながりがつくられます。この面での対応もきわめておこなっています。

こうした諸条件を踏まえ、財政問題、災害対策、環境問題、市と事業者のかかわりも含めて根本的な検討をされることを強く求めまして、平成17年度弥富町公共下水道事業特別会計、十四山村農業集落排水事業特別会計、2件の決算認定に対する反対討論といたします。多くの皆様方の御賛同をお願いいたします。

議長（大原 功君） 次に、黒宮喜四美議員。

27番（黒宮喜四美君） 私は、議題になっております平成17年度すべての決算認定議案に賛成をするものであります。

初めに、一般会計決算につきましては、国の行財政改革に伴う補助金カット、助成金の見直し、地方分権に係る税源移譲と、いわゆる三位一体の改革による財源不足を歳出の削減によって住民に理解を求めた17年度でありました。区長手当、あるいは各種協議会の委員報酬の見直し、諸施設利用料金の値上げ、各種団体への補助金カット等、弥富町の行財政改革は当初は批判も強くありましたが、住民の皆さん方には一定の御理解が得られたと私は認識をしております。

そうした厳しい財政状況の中、老朽化、耐震性に劣ると言われる弥富中学校の移転改築事業に着手をし、大藤児童館の整備等、旧弥富町の5学区に児童館が整備をされたわけであり、その他事業につきましても着実に進展をされてきており、私は平成17年度弥富町一般会計歳入歳出決算認定の件につきましては賛成をいたします。

続いて議案第51号、公共下水道事業の決算認定につきましては、第1期事業開始3年目を迎え、平成17年の決算で、進捗状況も金額で約50%、事業量で約70%計画に対して進んでいるとの答弁があり、平成21年の供用開始に向け順調に進んでおり、下水道事業は社会資本の整備であり、生活基盤の環境整備に欠くべからざる事業であり、地域住民からも期待をされているところであります。公共下水道事業特別会計決算認定につきましても私は賛成をいたします。

次に、議案第56号平成17年度十四山村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定の件であります。決算認定につきましては、十四山地区を4地区に分け、現在供用開始されております2処理場の維持管理費、1地区の事業費であり、適正に処理をされていますので賛成いたします。収入未済額が1,300万余あるわけですが、これは3月31日閉めであり、5月の出納閉鎖までに適正に処理されると答弁がありました。私は、厳しい財政状況の中でありながら健全な行財政運営がなされており、平成17年度決算認定議案すべてについて賛成するものであります。

議長（大原 功君） 原沢久志議員。

3 1 番（原沢久志君） 原沢です。

私は、議案第58号平成18年度弥富市一般会計補正予算（第4号）について反対討論を行います。

今回の補正予算といたしまして、民生費の社会福祉費では、障害者等に対して前年度までは施設等への通所や入所、あるいは在宅などに対して支援費制度で行われてまいりました。ところが、急遽自立支援法がつくられ、本年度から自立支援法に基づく制度に変わったため、6月補正で間に合わなかったところの組み替え予算が出されてきております。障害者自立支援法はこの10月から本格施行となります。既に4月から原則1割の応益負担が導入され、大幅な負担増による施設からの退所や、報酬の激減による施設経営の悪化など、深刻な問題点が今日噴出している状況であります。10月からは、これに加えて市町村の事務事業であります障害程度区分認定と、これに基づく支給の決定、地域生活支援事業の開始などが始まることとなっており、新たに補装具や障害児施設も1割の利用料となり、障害者、家族の負担はさらに増加いたします。自治体の責任も一層問われることとなります。

市町村は、10月までに実施する事業の種類、内容、利用料等をそれぞれが決定しなければなりません。ですから、日本共産党弥富市議団は、条例なり、要綱なりをこの9月議会には出すよう要求してまいりましたが、必要な予算を組んでいるのに、今日いまだにその内容が示されておりません。関係者が納得できるように、事業内容、種類、利用料、助成内容、委託状況等を住民に公表し、意見を反映させるようにすることが大切です。市民の代表である議員、議会に提案し、合意を得ることが大切です。

今回は、建設常任委員会でも消防の補助金要綱を議会、常任委員会に諮らずに、市側だけで勝手に4月1日に改正していたことが問題になりました。これまでの弥富町議会では、要綱や規則の改正につきましても、改正するときは議会側の了解を得ることになっていたと聞きます。こうした点が、この弥富市という新市になって崩されてきていることは認められません。議会軽視であり、市民の声を聞こうとしない重大な問題であります。今後こうしたことが二度と繰り返されないよう、以上の点を指摘し、反対討論といたします。

議長（大原 功君） 次に、水野博議員。

2 2 番（水野 博君） 私は、議案第58号平成18年度弥富市一般会計補正予算の件について賛成討論を行います。

厚生常任委員会に付託されました主な補正予算は、障害者自立支援法の施行による必要額と予算の組み替えであり、どれも必要と考えますので賛成いたします。

議長（大原 功君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

条例議案第75号は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、条例議案第75号は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第45号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立25名〕

議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、議案第45号は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第46号から第50号までの5件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第46号から第50号までの5件は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第51号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立26名〕

議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、議案第51号は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第52号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立26名〕

議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、議案第52号は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第53号から第55号まで、以上3件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第53号から第55号までの3件は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第56号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立26名〕

議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、議案第56号は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第57号は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第58号は原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔起立26名〕

議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、議案第58号は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第59号・第60号の2件は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第59号・第60号の2件は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~

日程第21 条例議案第77号 弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正の件

議長（大原 功君） 日程第21、条例議案第77号を議題といたします。

川瀬市長に提案理由の説明を求めます。

市長（川瀬輝夫君） 次に御審議いただきます議案は条例議案1件でございます。その概要につきまして説明申し上げます。

条例議案第77号弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部を改正する条例につきましては、乳幼児等医療費の受給資格者年齢を拡大するため、条例の一部を改正するものでございます。議案の詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしく御審議方、お願いいたします。

議長（大原 功君） 保険年金課長に議案の説明を求めます。

保険年金課長（佐野 隆君） 〔説明〕

議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「議長1番」の声あり〕

議長（大原 功君） 佐藤博議員。

1番（佐藤 博君） 条例議案第77号弥富市乳幼児等医療費支給条例の一部改正について質問をいたします。

まず最初に、こういうような重要な条例改正については、本日提案をして本日可決をするというような計画性に乏しい提案について、私はいささか疑問を感じておるのであります。もし、これが日程的な問題とかいろいろの点で提案をされるとするならば、もうちょっと時間をかけて審議をしていただきたいということが一つあるわけでありまして。

〔「上程のみ」の声あり〕

はい、わかりました。

それじゃあ一つ私が質問したいのは、これから審議されるということですが、県下

で現在中学生まで支給をされておる市町村がどのくらいあるのかということ。

それから、もう一つは財源的な面で質問をしたいと思いますが、このことによって起こり得る財政的に必要なもの、人数はそれぞれわかるわけでありませけれども、財源的に大体どれくらいのものが必要になるのか、こうした点について質問をしたいと思いますので、御答弁をお願いしたいと思います。

議長（大原 功君） 保険年金課長。

保険年金課長（佐野 隆君） 佐藤議員の質問にお答えいたします。

現在の段階では、15歳の年度末まで拡大しているのは飛島村だけでございます。

それから財源のことでございますが、1歳当たり約1,000万円程度でできると思います。以上でございます。

議長（大原 功君） 他に質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 質疑なしと認め、お諮りいたします。

本案は厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることに決定をいたしました。

~~~~~

日程第22 議案第61号 地方の道路整備の促進と財源の確保についての意見書の提出の件

日程第23 議案第62号 第8次定数改善計画の実施と学級規模の縮小を求める意見書の提出の件

日程第24 議案第63号 教育基本法の改正ではなく、その理念の実現を求める意見書の提出の件

日程第25 議案第64号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出の件

日程第26 議案第65号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出の件

日程第27 議案第66号 公共工事における建設労働者の適正な労働条件確保についての意見書の提出の件

議長（大原 功君） この際、日程第22、議案第61号から日程第27、議案第66号まで、以上6件を一括議題といたします。

本案6件は議員提案でございますので、提出者の宇佐美肇議員に提案理由の説明を求めます。



25番（宇佐美 肇君）では、議案第61号から議案第66号まで6件の意見書提出について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第61号は、道路特定財源制度の見直しの際に地方の道路整備の着実な進展に向けた安定的な財源を確保するとともに、地方の実情を勘案され、道路財源を拡充されるよう、国に強く要望するものでございます。

議案第62号は、来年度の政府予算編成に当たり、第8次定数改善計画を実施するとともに、学級規模の縮小を図り、そのために十分な教育予算を確保されるよう、国に強く要望するものでございます。

それから議案第63号は、いまだに実現されていない教育基本法の理念の実現に向けて最大限の努力をされるよう、国に強く要望するものでございます。

それから議案第64号及び議案第65号は、国と愛知県に対し、私立高校への経常費補助の増額と父母負担の軽減のために授業料助成の充実など強く要望するものでございます。

それから議案第66号は、公共工事における建設労働者の適正な賃金が確保されるよう、公契約法の制定など国に強く要望するものでございます。

御賛同方、皆様よろしく願いをいたします。以上です。

議長（大原 功君）これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君）質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（大原 功君）討論なしと認め、採決に入ります。

本案6件は可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君）御異議なしと認めます。

よって、本案6件は原案どおり可決決定をいたしましたので、地方自治法第99条の規定により、関係機関に意見書を提出しておきます。

~~~~~

日程第28 議員派遣の件

議長（大原 功君）日程第28、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付したとおり議員を派遣したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、お手元に配付したとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第29 閉会中の継続審査の件

議長（大原 功君） 日程第29、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第 104条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしましたので、これをもって平成18年 第3回 弥富市議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

~~~~~

午後3時15分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 佐 藤 良 行

同 議員 高 橋 和 夫